

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取空港予備自家発電設備更新工事（機器製造） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月21日（木）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取空港電源局舎及び除雪車庫

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が機械器具類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年5月11日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成24年4月24日（火）から同年6月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成24年4月24日（火）から同年6月4日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 調達案件の製造及び保守に関して、以下の実績及び能力を有する者であること。

ア 平成9年4月1日以降に調達案件又は同種案件を元請けとして製造し納品した実績を2件以上有すること。ただし、調達案件又は同種案件を構成する主要構成品であるディーゼル機関又は発電機及び自動制御盤を自ら設計・製造し、それらの直結・[※]艦装を自ら実施していること。なお、同種案件とは、定格出力300KVA以上のディーゼル機関発電装置をいう。

イ 調達案件の設計、製造、設置及び調整を行うために必要な組織体制を有すること。

ウ 調達案件の製造計画等を適切に行うことができること。

エ 調達案件に対し、適切な品質管理体制が整備されていること。

オ 調達案件に対し、平日、休日、夜間サービス支援体制が整っていること。緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に当該機器の設置場所で、適切に修理ができる技術者を派遣できること。

カ 調達案件に対し、部品供給体制が整っていること。構成部品について最低20年間供給できること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取空港管理事務所管理係

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目110-5

鳥取空港管理事務所管理係

電話 0857-28-1150

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法等

入札説明書その他の資料は、次により縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。

なお、郵送による交付を希望する者は、下記アの期間及び時間中に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

ア 縦覧及び交付の期間及び時間

平成24年4月24日(火)から同年5月15日(火)までの日の午前9時から午後5時まで

イ 縦覧及び交付の場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年6月4日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成24年5月18日(金)午後5時までに、提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) この公告に示した工事に係る国からの補助金が得られなかった場合は、入札は行わない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 300kVA Diesel Engine Generator 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM ,
18, May, 2012

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 PM, 4, June, 2012

(4) Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 1:00 PM, 4, June, 2012

(5) Contact : Tottori Prefecture Tottori Airport Authority 4-110-5, Koyama-cho, Nishi,
Tottori-shi 680-0947 Japan

TEL : 0857-28-1150 FAX : 0857-28-4244